

平成23・24年度建設工事競争入札参加資格審査追加申請の受付

1 入札参加資格の審査

竹原市が平成23・24年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 申請の方法

| | |
|----------------------|------------|
| 市内業者（主たる営業所を市内に有する者） | 電子申請又は窓口申請 |
| 市外業者（主たる営業所を市外に有する者） | 電子申請（原則） |

3 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

(1) 電子申請

広島県と県内市町が共同運用する「電子入札等システム」により申請をおこなうとともに、添付書類を持参又は郵送等により提出してください。

| | 追加申請期間 | 電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------|
| 追加 第3回 | 平成23年12月12日(月)から 平成23年12月16日(金)まで | 平成23年12月26日(月) 必着 |
| 追加 第4回 | 平成24年3月12日(月)から 平成24年3月16日(金)まで | 平成24年3月23日(金) 必着 |
| 追加 第5回 | 平成24年6月11日(月)から 平成24年6月15日(金)まで | 平成24年6月22日(金) 必着 |
| 追加 第6回 | 平成24年9月10日(月)から 平成24年9月14日(金)まで | 平成24年9月21日(金) 必着 |

《添付書類の郵送・持参先》

| | |
|-----|--|
| 提出先 | 竹原市 総務部 財政課 監理係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号) |
|-----|--|

添付書類が提出期限までに届かないときは、申請全体を無効とします。

平成23・24年度当初申請と異なり、書面により提出する添付書類は、すべて竹原市に提出してください。

電子申請はこちらを参照し、「電子申請の手引き」等を確認のうえ、適切に申請を行ってください。

広島県電子申請の概要（広島県ホームページへリンク）

<https://chotatsu.pref.hi-roshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/densi2/densi2.html>

(2) 窓口申請

| | 追加申請期間 | 提出先 |
|-----------|--------------------------------------|---|
| 追加 第3回 | 平成23年12月12日(月)から 平成23年12月16日(金)まで | 竹原市 総務部 財政課 監理係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号) |
| 追加 第4回 | 平成24年3月12日(月)から 平成24年3月16日(金)まで | |
| 追加 第5回 | 平成24年6月11日(月)から 平成24年6月15日(金)まで | |
| 追加 第6回 | 平成24年9月10日(月)から 平成24年9月14日(金)まで | |

受付時間は、8時30分から17時15分までです。

内容を説明できる方が、資格審査申請書等を持参してください（郵送は受け付けません。）

4 申請資格

次に掲げるいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を申請することはできません。

| | |
|---|--|
| ア | 申請しようとする業種(プレストレストコンクリート工事については土木一式工事,法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事,鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。)について,建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていない者 |
|---|--|

| | |
|---|--|
| イ | 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査(「5 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」のとおり)を受けていない者 |
| ウ | イで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種別別年間平均完成工事高(プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種別別年間平均完成工事高とする。以下同じ。)がない者 |
| エ | 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者 |
| オ | 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者 |
| カ | プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者 |
| キ | 申請しようとする業種について、申請日時点において、既に平成23・24年度の入札参加資格の認定を受けている者。 |
| ク | 申請しようとする業種について、平成23・24年度の入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者。 |

5 経営事項審査の総合評定値通知書

(1) 必要な総合評定値通知書

今回の電子申請で使用できる経営事項審査(以下「経審」とする。)総合評定値通知書は、次の条件を満たす必要があります。

| | 追加申請期間 | 必要な経営事項審査の総合評定値通知書 |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 追加 第3回 | 平成23年12月12日(月)から 平成23年12月16日(金)まで | 平成22年5月12日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの |
| 追加 第4回 | 平成24年3月12日(月)から 平成24年3月16日(金)まで | 平成22年8月12日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの |

| | | |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 追加 第5回 | 平成24年6月11日(月)から 平成24年6月15日(金)まで | 平成22年11月11日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの |
| 追加 第6回 | 平成24年9月10日(月)から 平成24年9月14日(金)まで | 平成23年2月10日以降に審査基準日が 到来したもので最新のもの |

「審査基準日」とは、次のとおりです。(以下同じ)

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・ 合併時、譲渡時、分割時(「合併時等」という)経審など特殊経審の場合は合併時等

(2) 経営事項審査制度改正による取扱い

平成23年4月1日に経営事項審査制度が改正されました。

平成23年4月1日以降の経営事項審査の基準(以下「新基準」という。)による総合評定値は、平成23年3月31日以前の経営事項審査の基準(以下「旧基準」という。)により再計算した値によって、建設工事入札参加資格の審査を行います。

6 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成23・24年度において、再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、平成25年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び認定を受けることはできません。

7 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から平成25年3月31日まで有効になります。ただし、平成25年4月1日以降においても、平成25年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成25年度の入札参加資格が認定される日まで有効とします。

8 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

| 番号 | 資格審査申請書等 | 様式 番号 注1 | 申請者の区分 | | |
|---------------|--|--------------------|-----------------|------|-----------------|
| | | | 市内業者 | | 市外業者 |
| | | | 電子申請 注10 | 窓口申請 | 電子申請 注10 |
| 1 | 電子入札システムの送信完了兼受付票 (電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの) | | | | |
| 2 | 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 | 様式 第1号 | 電子システム により入力 | | 電子システム により入力 |
| 3 注2 注3 | 営業所一覧表 | 様式 第2号 | 電子システム により入力 | | 電子システム により入力 |
| 4 注3 | 建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書の写し。ただし、更新手続中の場合は、直前に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表)の写し | | | | |
| 5 注4 | 必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し | | | | |
| 6 注4 | 経営事項審査総合評定値再計算申立書 | 様式 第8号 | | | |
| 7 注3 | 個人、法人及び法人代表者の竹原市に納付すべき市税(市民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)について滞納がないことを証した書面(納税証明書) | | | | 注5 |
| 8 注3 注6 | 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し | | | | |

| | | | | | |
|---------------|---|------------------------|--------------------------|--|--------------------------|
| 9 注3 注7 | 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの。写し不可。） | 様式 第3号 | 電子システム によりファイ ルを添付 | | 電子システム によりファイ ルを添付 |
| 10 | 平成23・24年度建設工事入札参加資格審査追加申請書受付票 | 様式 第4号 | | | |
| 11 注8 | ISO9001の認証取得を示す登録証及び付属書の写し | | | | |
| 12 注8 | 広島県知事による特例浄化槽工事業者届出の受理通知書の写し | | | | |
| 13 | 工事経歴書（経営事項審査申請書の添付書類としたものの写し） | | | | |
| 14 | 技術職員名簿（経営事項審査の申請様式の別紙二）の写しに朱書きで加除訂正し，資格審査申請を行う日の属する月の前月の末日現在としたもの | | | | |
| 15 | 納税に関する同意書（個人は代表者の同意書，法人は法人及び法人代表者の同意書） | 様式 第5号 様式 第6号 | | | |
| 16 注3 | 印鑑証明書（市外業者は写し可） | | | | |
| 17 | 使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合のみ） | 様式 第7号 | | | |

（ 印は提出が必要なものを示し， 印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注1 様式が定められているものは，所定の様式で提出してください。

注2 広島県内に建設業法上の届出をしている営業所が複数ある場合には，すべて記入してください。

県外業者で，広島県内に建設業法上の届出をしている営業所がない場合には，竹原市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。

営業所がない場合も提出してください。この場合は，許可番号のみを記載し，他は記載不要です。

注3 「3」及び「9」の提出書類については，資格審査を申請する日を基準日として作成してください。また，「4」，「7」，「8」，及び「16」の提出書類については，資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注4 広島県知事許可業者が窓口申請を行う場合には、広島県知事が受理済みである経営事項審査の総合評定値請求書（別紙1，別紙2及び別紙3を含む。）の写し及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しをもって、「5」の書類に代えて申請することができます。

なお、この取扱いは、電子申請を行う場合には適用されないので注意してください。

経営事項審査に関する添付書類については次のとおりです。

| 区 分 | 添 付 書 類 |
|---|---|
| 旧基準の経営事項審査を受けている場合 | 旧基準の総合評定値通知書の写しを提出してください。 |
| 旧基準の経営事項審査を受けていたが、新基準で再審査を受けた場合 | 再認定を受けた新基準の総合評定値通知書の写し及び再審査の対象となった旧基準の総合評定値通知書の写しを提出してください。 |
| 新基準の経営事項審査の総合評定値通知書（再審査のものを除く。）で申請を行う場合 | 新基準の総合評定値通知書の写し及び経営事項審査総合評定値再計算申立書（様式第8号）を提出してください。 |

結果通知日が平成23年4月1日以降の経営事項審査の総合評定値通知書は新基準となります。なお、結果通知日は審査基準日とは異なりますのでご注意ください。

注5 竹原市内に営業所等がないなどのため、竹原市に税金を納める必要がない場合には、提出する必要はありません。この場合、「1」の送信完了兼受付票の余白に「竹原市税については、納税義務がありません。」と記入してください。

注6 消費税及び地方消費税の納税証明書について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写しを添付してください（その3の2又はその3の3でも可）
- (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されません。
- (3) 電子申請の場合は、「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データを添付すれば、紙の納税証明書は不要です。

注7 様式第2号で記載の営業所ごとに委任状が必要です。

注8 「11」については県内の営業所が認証を取得した者のみが、「12」については届出をしている者のみが、それぞれ提出してください。

電子申請は、広島県及び県内の市町が共同で行っていますので、「広島県電子申請の概要」、「電子申請の手引き」を参照し、添付書類の確認を行ってください。

9 注意事項等

- (1) 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- (2) 窓口申請の提出書類については、「8 提出書類一覧表（資格審査申請書等）」の順番に、ヒモとじのうえ提出してください。